

農地中間管理機構を活用した農地集積

要約

桜井市芝地区において、農地中間管理機構等との連携により、中心経営体（集落営農法人及び個人の認定農業者）への農地集積を推進し、集積面積の拡大と利用権設定の長期化を図った。

現状(背景)と課題

- 集落営農法人が借り受ける農地の権利設定の大半で更新時期が到来
- 集落営農法人への面的集積強化と個人の認定農業者の規模拡大が必要
- H26から農地中間管理機構の活動がスタート

目標

- 安定した担い手への農地集積
- 中間管理機構による利用調整

活動内容

- 中心経営体や集落役員に対する相談対応や情報提供等を実施。
- 関係機関との連携による計画的な農地中間管理事業をコーディネート。

成果

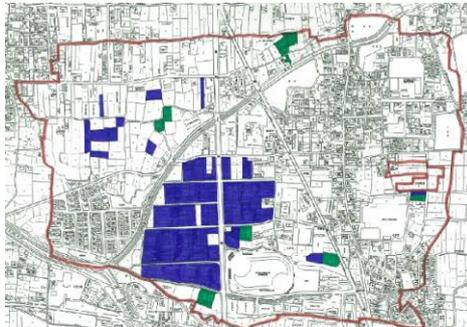
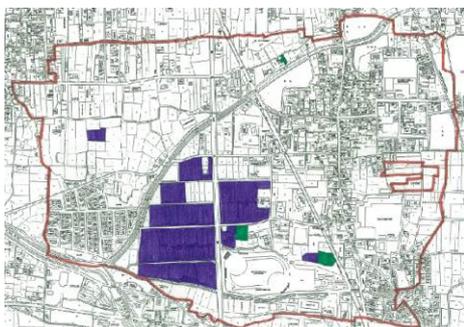
- 人・農地プラン中心経営体への集積面積が1.0ha増加した。(8.8ha→9.8ha)
- 利用権設定期間が従来の5年から原則10年に伸び、農地の安定的な活用が可能となった。



集落の農地所有者に対する説明会



(農) 芝土地利用組合による大豆栽培



芝地区の担い手に対する農地集積の変化 (青：集落営農法人、緑：個人認定農業者)

普及活動のポイント

- ・中心経営体（集落営農法人代表者や個人の認定農業者）の意向把握
- ・機構集積協力金等の支援策に関する情報提供を実施
- ・桜井市との連携により芝地区の人・農地プラン見直しを推進

対象の変化

- ・担い手の農地集積への関心が高まり、経営改善意欲が向上。
- ・地域の農地出し手の理解が深まり、担い手への協力姿勢が進展。

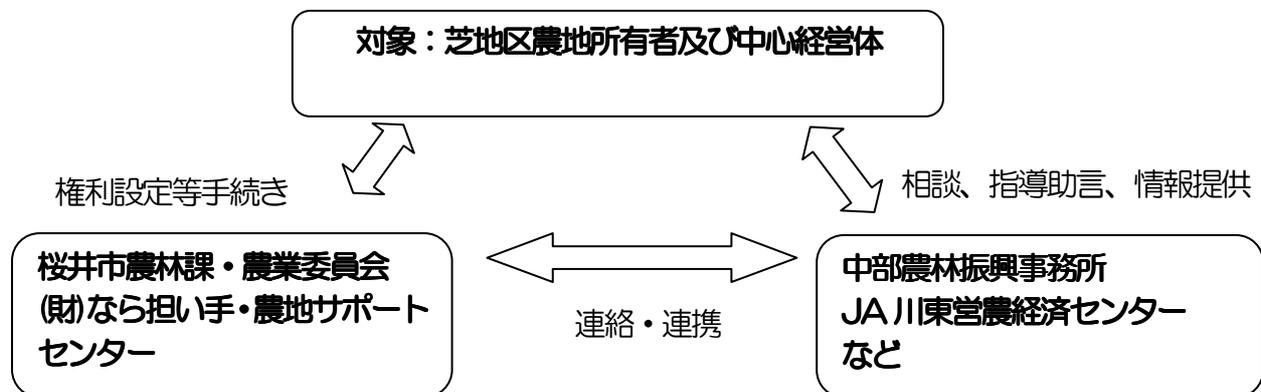
対象者からのコメント

- ・地権者からの利用権設定の大半が更新時期を迎え、農地集積を進めるチャンスと考えていた。農地中間管理機構を中心とする関係機関の連携により、地域の理解や協力体制が深まったことで、面的集積の強化や権利設定期間の長期化が達成できたことは大変ありがたい。今後とも、農政の方向や社会情勢を踏まえ、地域農業の発展や活性化に取り組んでいきたい。

これからの活動ビジョン

- ・芝地区における農地利用集積の拡大
- ・農地中間管理事業の効果波及による他地区への取組拡大
- ・担い手である集落営農法人や認定農業者の経営基盤の強化

活動体制



用語解説

農地中間管理機構

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団(財団)法人であり、各都道府県に1法人を設置。奈良県では(財)なら担い手・農地サポートセンターとして設置。

利用権設定

法律（農業経営基盤強化促進法）に基づき、農地の利用権を移動する手続き。農地法による許可が不要であり、契約の自動更新は行われないため、現在ではこの方法が主流。